

令和6年6月7日

各都道府県 建築行政担当課 御中

国土交通省住宅局建築指導課

令和6年度建築士サポート体制説明会の開催について

平素より建築行政の推進に御尽力を賜り、誠にありがとうございます。

令和4年6月17日に公布された改正建築物省エネ法及び建築基準法については、令和7年4月には全面施行を迎え、省エネ基準への適合義務化や審査省略制度（いわゆる「4号特例」）の見直し、壁量基準の見直し等、建築確認手続きに係る改正が施行されます。

改正法の全面施行に当たっては、市場の混乱を招くことなく実施することが重要と考えており、国においても解説動画の配信や講習会等を開催しているところですが、円滑な施行に向けて万全を期すため、申請図書作成や申請手続き等について、建築士等に対して個別にサポートする体制の構築を、各都道府県の皆様にご協力いただきながら進めたいと考えております。

つきましては、サポート体制の構築に当たり、令和5年度に8県のご協力により先行的に実施したサポート体制確保に係る事例等を踏まえ、都道府県の皆様にご協力をいただきたい事項及びサポート体制確保・運営に係るマニュアル（案）の内容等について、下記のとおり説明会を開催いたしますので、御参加いただきますようお願いいたします。

記

1. 開催日時

令和6年7月9日（火） 14:00～15:00

2. 開催場所

J A 共済ビル 1F カンファレンスホール
（東京都千代田区平河町2-7-9）

3. 開催方法

対面・オンライン併用

4. 内 容 (予定)

- (1) 改正法の円滑施行に向けた取組の全体像
- (2) 建築士サポート体制確保・運営マニュアル (案) について
- (3) 今後のスケジュール

5. 参加登録

Forms (<https://forms.office.com/r/UGx33CMkRw>) より期限までに参加登録をお願いします。【参加登録期限：6月25日(火)】

※参加登録は、会場参加の場合には参加者ごと、オンライン参加の場合には回線ごとに行っていただくようお願いいたします。

※Forms にアクセスできない場合には別添 Excel に記載の上、期限までに以下【Excel 提出先】へご提出ください。

6. その他

- ・サポートセンター事務局となつていただく団体がある程度固まっている場合には、当該団体についてもご参加いただいて構いません。その場合には当該団体につきましても、5. の参加登録を行っていただくようお願いいたします。

なお、オンライン会議の URL と資料は以下の国交省 HP に掲載予定です。

https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_mn_000008.html

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 高久、浅井

TEL : 03-5253-8111 (内線 39-538 / 39-530)

Mail : takaku-h2u4@mlit.go.jp / asai-t22v@mlit.go.jp

【Excel 提出先】

一般社団法人日本建築防災協会 武田

Mail : takeda@kenchiku-bosai.or.jp